

# 「労働協約の法學的構成」

に對する増損及び訂正

中 村 萬 吉

---

早稻田法學第二卷、同第四卷及び同第五卷に分載したる拙稿「労働協約の法學的構成」を學位請求論文として早稻田大學法學部に提出するに付き其内容體裁を整理統一する爲め別項の通り増補訂正を施し且活字の誤植に訂正を加へた。右論文は早稻田法學第二卷には内容概觀序論第一章乃至第二章、本文第一頁乃至第四百十三頁、同第四卷には内容概觀第三章乃至第六章、本文第四百四十四頁乃至第三百九十五頁、同第五卷には目次第七章乃至附録、本文第三百九十六頁乃至第四百三十七頁を掲載してある。又、此論文は嘗てそのまゝ一冊に取經め巖松堂書店より發行されたが内容概觀（目次）を追頁としたる外本文の頁數には何等異同がない。對照の便宜上、念の爲め附記して置く。

## ○内容概観

- 1頁 第一章第一節「概念」とあるを「事実上の概念」と改む。  
第二章協約に関する「學説」とあるを「従來の見解及び其批判」と改む。
- 2頁 第四章第二節「團結」の概念とあるを「協約團結」と改む。  
第四章第四節「協約法律關係」とあるを「協定的規約の意義」と改む。  
第四章「第六節協約法の地位」とあるを「協定的自治規約及び階級的私法の意義」と改む。
- 3頁 第五章第二節第一款「序論」とあるを「舊法時代の見解及び其批判」と改め、同第二款「職業上團結の適法性」の次に、「及び其由來」を加ふ。
- 4頁 第七章「協約の存續期間」とあるを「協約加入、脱退及び存續期間」と改め、同章第二「脱退及び告知」とあるを「存續期間、脱退及び告知」と改む。
- .....

## ○労働協約の法學的構成

- 1頁 下より三行目「從來……」より以下削除。
- 2頁 上より二行目「……一言した如く」までを削除、二行目「雇傭な」の次に「どの」を加へ三行目始の「る」を削除。
- 2頁 上より五行目「而かも……」より第十六行目「規範契約に付ては」まで削除、同行目「現行法上」の前に「殊に本質上不特定多數人を規律すべき労働協約に於ける規範契約に至ては」を追加。
- 14頁 上より二行目第一節「概念」の前に「事実上の」を追加。
- 15頁 上より六行目「團結は……」より此項未「答である。」まで削除、又同十二行目始「且、」を削除。
- 68頁 上より一行目協約に関する「學説」を「従來の見解及び其批判」と改む。
- 72頁 下より四行目「V氏」はL氏と改む。
- 80頁 上より八行目「古くより制」の次に「定」を加ふ。
- 84頁 上より七行目「唯、特定協約……」より二行目終「感がある」まで削除。
- 91頁 上より三行目（イ）の前に「顧ふに」を追加。

- 95頁 上より七行目「茲に」より次行「包含する」まで削除、その代りに次の一句を挿入。  
 「事實たる團體を主體とする協約の法律關係は所謂人格なき社團に關する法的地位に依りて決定せらるべく結局は前上特定協約の法律關係と歸結を同うする。依て以下専ら法人たる團體が關係する場合に付き論じて見たい。尙ほ」
- 95頁 (三)團體協約の項上より三行目法制「なきにあらず……」より同項終「尋ねて見やう」までを削除しその代りに「が少くない(後出)」を挿入。
- 99頁 上より六行目始「の便解散」の「便」は次行始「の宜」の「宜」の前に入る。
- 103頁 上より三行目「綜合的」の次に「一」を加入。
- 113頁 下より九行目始「である」の次に「が解釋上略は同一の歸結となる」を追加。
- 114頁 上より一行目「第二節」とあるは「第三節」の誤。
- 115頁 上より九行目「取入るゝ者」は「取入るゝ旨」の誤。
- 117頁 下より九行目始「此見解の結論は」の次に「我民法上」を追加。
- 129頁 下より六行目備主にして「爲し」とあるは「若し」の誤。
- 130頁 下より一行目終「節約違反の」は「協約違反の」の誤。
- 132頁 下より四行目始 Derselbe とあるを Rundstein と改む。
- 144頁 下より一行目始「の初」を削除。
- 148頁 上より四行目「主として」を削除、次行一致する「ので」を「ものも」と改む。
- 150頁 下より十行目與へ「ざるや勿論である」とあるを「す從來の私法上の原則に依らしむるに止まる」と改む。
- 162頁 下より十行目「其必要をさへ認む」とあるを「歐洲戰爭の際一時協約に強制力を附したることあり (Munitions of War Act, 1915—1917)」と改む。
- 162頁 下より三行目二行目に亘る歐文を削除。
- 168頁 上より三行目始「すれども」の次に「註三」を追加し、同行終 (Co) の次に n を入れ同時に次行始の n を削除。

171頁 (註二)の次に(註三)として次項を追加。

「但、同國政府は産業組合の成立を當事者の登記に係らしむることを理由として同國の仲裁法も任意的たるを失はずと辯明してゐる (Precis of the Labour Laws of New Zealand, Wellington, 1925, p. 1—3。)

172頁 上より五行目「濠洲に次ぐ労働者……」より次行「事情あると且ば」までを削除。

173頁 上より七行目「乃至三三四條」とあるは「乃至三二四條」の誤。

181頁 上より十行目(註一)は(註一二)の誤。

182頁 上より八行目「法津」は「法律」の誤。

187頁 下より七行目「タリク」は「タリフ」の誤。

195頁 上より三行目より200頁上より六行目まで全部削除、その代りに次の各項を挿入。

「(一)労働協約の法學的概念 労働協約とは少くとも労働者側に於ける團結と僱主又は其團結とを當事者とし合同取引に因りて成立する階級的私法上の合意(協定行爲)にして特定の職業又は事業に付き労働條件に関する協定的自治規約を生じ又協約當事者間には労働關係の平和に關する債權關係を生ぜしむるものである。以下少しく分説しやう。

(イ)此定義は所謂團體協約型を基本とするものにして他の協約型は之を除外してある。蓋し他の協約型の中、特定協約に付ては個人的私法の下に於ても相當に解決し得べく又不特定協約に至ては到底法學的構成に適しないからである。

(ロ)協約當事者は少くとも労働者側に於ては團結たることを要する。協約團結は從來の團體の觀念と其質を異にするが故に假令之に法人格を付與するにしても從來の社團法人とな其生活能力を異にせしめなければならぬ。實に協約に關する法學的研究は協約團結の研究より出發すべきものとする。

(ハ)協約は階級的私法上の合意である。階級的私法とは個人的私法に對する特別法にして個人的私法上の法則と異なる法則を立て得るのである。例へば協約の不可侵性又は自動作用の如き、協約成立の手段たる合同取引の適法性の如き、又協約の執行に關する自力施用の如き、いづれも階級的私法上の特有觀念なりとする。

(ニ)協約は協定的自治規的である。それは合同的自治規約に對する觀念にして協約法上新に認めらるべき事項とする。此觀念は從來學者の所謂規範契約の觀念を階級法上より言表はしたるものである。

(二)注意事項 以上の諸觀念は從來の協約法論に現はれたる觀念を新しき形式に收容したるものと見て差支ない。併し協約法の生命は此新形式を通ずるに因り始めて發揮せらるべきものにして是れ協約法を舊法の羈絆より開放して其自由且自然なる發達を可能ならしむる所以である。依て以下重複を顧みず是等の諸觀念に付き要論して見たいのである。

此點に付き注意すべきもの二點あり。其一點は以下の論述は主として所謂立法論に渉ることである、而して所論は外國協約法中に含まれたる法則を參酌するの外、現行公私法上の法則にして協約の取扱にも準用し得べきものをも參酌したことである。従て一見立法論と解釋論とを混在して區別に苦しむの状を呈するかも知れぬ。併し予の計畫は純正なる意味にての立法論でも又解釋論でもなく、専ら協約なる客觀的事實に對して普遍的妥當性ある法理を探究するに外ならぬ。従て若し以下の所論に對し我國固有の特別事情を加味按配すれば亦た我國にも採用し得べく、要は我國の協約立法論乃至協約立法政策論の爲めに基礎的法理を呈供し得れば足りるのである。

200頁 第二節「團結」の概念とある前に「協約」の二字を冠す。

200頁 下より三行目「同階級の」を削除。

202頁 下より二行目「(三)團結の特色」とあるを「(三)協約團結の特色」と改め、引續き「上に反して」より次行始「ふ」までを「以上は團結の通有性なれども更に労働協約の爲めにする團結に付ては下の如き特色がある」と改め、更に下より一行目「團結」の前に「協約」を冠す。

203頁 下より五行目始「團結」の前に「協約」を冠す。

204頁 上より三行目「(四)團結の組織」の團結の前に「協約」を冠す、又下より三行目「ロケティング」を削除。

205頁 下より五行目始「(五)團結の法人格」の團結の前に「協約」を冠す。

206頁 上より十行目「團結」の前にいづれも「協約」を冠す。

213頁 下より十一行目「徴するに」を「徴すれば」に改む。

- 219頁 第四節「協約法律關係」とあるを「協定的規約の意義」に改む。同頁本文一行目「其指定する」を「特定の」に改め、二行目「ものである」を削除し其代りに「規約であり協約法は此規約に對して法規たるの效力を付與する、併し規約は元來當事者の合意に基くものなるが故に規約の法規的效力も其本質上單に相對的たるに止まり協約關係人以外には當然に其效力を及ぼすことなし、是れ協約が客觀的法規と相異なる點である。」なる一項を挿入。又本文上より五行目「(一)協約を一の法規と見るべきか」の中「一」を「客觀的」と改め、同行「契約關係」を「以上の意義にての規約」に改む。
- 223頁 下より十行目「何故に」を「而して」と改め、次行始規範力を有す「べきか」を「るに付ては特別立法の必要あり且其法理に付て」と改む
- 224頁 下より二行目始「意」の次に「に因る規約」を追加。
- 227頁 上より十行目「固より……」以下本文削除。
- 239頁 上より十行目と十一行目との間に次の一項を挿入。  
 「以上の理由に因り協約が一の法律行爲にてありながら尙ほ協約關係に對して協約の不可侵性及び自動作用を有すべき立法上の要旨を明かならしめたと思ふ。」
- 240頁 本文末項「協約の規範は」以下削除。
- 248頁 第六節「協約法の地位」とあるを「協定的自治規約及び階級的私法の意義」と改む。
- 248頁 本文一行目「前節を以て……」よりの一項全部削除。
- 250頁 下よりの三行目「(辭出)」削除。
- 251頁 上より二行目以下全部又次頁上より一行目始「いと信ずる」まで削除、その代りに次の各項を挿入。  
 「斯くして本書冒頭に呈供せる規範契約なるもの、本質稍や明かなるべし、更に之を他の方面より論明して見たい。  
 按ずるに汎く規範の特色は不特定多數人を支配すること、其支配が直接なることに在りとせらると雖も、この中被災者の不特定多數なる點は絶對の要件にあらず、猶ほ客觀的法規にも屬人的又屬地的に廣狹の法域を定め得る如く規範の適用範圍に付ても亦人的に、廣狹の差等を認めて不可なく之を

一層狭くして特定人間にのみ適用するものと定め得べきである。乃ち規範の本質は寧ろ多數の具體的事實に對して抽象的法規 (Norm) を設定する點に在り。故に個人間に在ても多數の契約が時を同じくし又は異にして成立すべき場合に於て其各個の契約の内容を一括して抽象的に豫定し置くは一の規範を設定するものと認めて差支なく而して我民法第九十二條の規定に依れば事實たる慣習に付てすら當事者に之に依る意思ありと認むべきときは當然其慣習に従はしむるが故に若し當事者間に於て將來依るべきの規範を定めたるときは其將來の各契約を爲すに當り反對の意思表示なき限り當然に規範の自動作用を認めて可なるは勿論の論法に屬する。而して斯の如き規範設定の契約は我民法第九十條の規定に反せざる限り有効と認むるの外ない。されば個人的私法上に於ても規範契約は相當の效用あり且規範の少くとも自動作用は之を認め得るわけである。

然れども協約規範は之と事情を異にし、常に不特定多數人を規律すべきのみならず其規律の不可侵なることを理想とするが故に直に以上個人的私法上の見解を以て之に臨むことを得ない。蓋し個人的私法上の規範契約に在ては規範設定者と規範被支配者とは常に同一人なること及び支配せらるべき各個の契約も豫定せらるゝことを前提要件とするが故に規範の自動作用は各個の契約者の推定的意思表示を通して相當に行はるゝものなるに反し、協約に在ては概して斯くの如き前提要件を缺くのみならず、協約法に於て當事者と關係人とを區別する主因は協約的規範の不可侵性を實現せんとする必要に在り、是等の事情に想到せば個人法上の規範契約と協約規範との間に差等あること自から明かであらう。」

252頁 上より四行目始に「或は」を追加。

256頁 下より六行目始「法規」同四行目「法規」次頁上より一行目「法規」同五行目「法規」同六行目「法規」をいづれも「規約」と改む。

256頁 下より四行目終後者「の適」次行「例である」を「をして可能ならしむる階級的私法である」と改む。同行自治的階級「法」を「規約」と改む。

266頁 下より七行目「相別な」を「相岐る」と改む。

287頁 下より五行目「フラス」は「フランス」の誤。

- 290頁 第二節第一款「序論」を「舊法時代の見解及び其批判」と改め、本文一行目「外國にては」の前に「茲に舊法時代とは個人的財産法の行はれたる時代をいふ。此時代に」を追加、又本文上より六行目（一）の次に「舊法時代の見解」なる小標題を追加。
- 292頁 上より四行目始の（二）を下より七行目「近代財産法……」の前に移し且其次に「批判」を追加。
- 298頁 第二款「職業上團結の商法性」の次に「及び其由來」を追加。
- 299頁 上より一行目「不率」は「不當」の誤、同頁下より八行目「適當性」は「適法性」の誤。
- 306頁 上より八行目終 Han の次に d を入れ同時に次行始の d を削除。
- 320頁 上より五行目「一般刑法の規定」の次に「の適用」を追加。同行「以外」の次に「の」を挿入。
- 326頁 下より七行目始「備申込」を「約申込」と改む。
- 332頁 上より十一行目「要約」は「制約」の誤。
- 365頁 下より九行目「本然」は「本則」の誤。
- 385頁 上より八行目「止めて居る。」の次に「イギリスにても一九一五乃至一七年中 Munitions of War Act に依り又一九一八年の Wages (Temporary Regulation) Act に依り臨時に協約擴張適用の制度を認めた(註八)。」を追加。
- 395頁 (註七)の項の次に(註八)として次の一項を追加「Wages (Temporary Regulation) Act, 1918, 第二條三項には Interim Court of Arbitration の決定あり又は當事者間に協約あるときは Interim Court of Arbitration の勸告に因り労働大臣は其決定又は協約に定むる賃率が適用せられ得る凡べての労働者及び僱主に對して其決定又は協約を適用すべき旨指定し得るものとしてある。但、此法律は一九一九年一月二日期間満了の爲め消滅に歸し同時に Industrial Courts Act の實施を見た。尙ほイギリスに於ける協約擴張宣言に對する當局者、當業者の意見に付ては Report on the Establishment and Progress of Joint Industrial Councils (1917—1922), Majestys Stationery Office, 1923 p. 164 以下參照。」
- 396頁 第七章「協約の存續期間」を「協約加入、脱退及び存續期間」と改む。



398頁 下より八行目第二、「脱退及び告知」の前に「協約存続期間」を追加。

399頁 下より七行目「約協」は「協約」の誤。

400頁 上より十行目の始「るもの」の前に「あ」を加ふ。

401頁 下より五行目始「約協」は「協約」の誤。

402頁 下より四行目（註三）を削除。

421頁 上より八行目「協約當事」は「協約當事者」の誤。

437頁 歐文参考書の次に「我國に於ける参考資料」として下を追加。

岡村司氏「民法と社會主義」二四一頁以下。

福田徳三氏「改訂増補四版經濟學研究」經濟學研究二三三頁以下「労働協約」

同氏「續經濟學研究」四一四頁以下「労働協約一斑」四三一頁以下「獨逸に於ける労働協約、」四四一頁以下「英國に於け労働協約」

關一氏「工業政策」下 四八五頁以下「集合協約」

石坂音四郎氏「改纂民法研究」下、七七九頁以下「賃率契約」

安井英二氏「労働協約法論」

末弘嚴太郎氏「労働協約と法律」(「改造」大正十五年二月號)